

岩手県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成27年1月6日

岩手県監査委員 柳村岩見
岩手県監査委員 高橋昌造
岩手県監査委員 吉田政司
岩手県監査委員 工藤洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
岩手県東京事務所	平成26年11月14日	柳村岩見 吉田政司
岩手県立二戸高等看護学院	平成26年11月10日	吉田政司
岩手県大阪事務所	平成26年11月13日	工藤洋子
岩手県名古屋事務所	平成26年10月27日	吉田政司
岩手県福岡事務所	〃	〃
岩手県農業研究センター畜産研究所	平成26年11月18日	柳村岩見 吉田政司
岩手県農業研究センター県北農業研究所	平成26年11月10日	吉田政司
岩手県内水面水産技術センター	〃	〃
県北教育事務所	平成26年11月19日	高橋昌造 工藤洋子
岩手県立盛岡農業高等学校	平成26年11月10日	吉田政司
岩手県立葛巻高等学校	〃	〃
岩手県立平舘高等学校	〃	〃
岩手県立久慈東高等学校	〃	〃
岩手県立久慈工業高等学校	平成26年11月18日	高橋昌造 工藤洋子
岩手県立大野高等学校	平成26年11月10日	吉田政司
岩手県立軽米高等学校	平成26年11月18日	高橋昌造 工藤洋子
岩手県岩手警察署	〃	柳村岩見 吉田政司
岩手県二戸警察署	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 岩手県立二戸高等看護学院 財産の管理に当たり、財産管理副簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 岩手県立久慈工業高等学校 期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、80,604円あったので、適正な事務の執行に努められたい。